

「人とペットの災害対策ガイドライン」の改訂等に係る検討会 開催要領

令和 7 年 10 月 29 日
環境省自然環境局

1. 目 的

これまでの災害や、特に東日本大震災での経験を踏まえ、環境省は、自治体等が地域の実情に応じた独自の災害対策マニュアルや動物救護体制を検討する際の参考となるように、「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」を策定し、平成 25 年 6 月に都道府県等に配布した。その後、平成 28 年に発生した熊本地震での被災動物対応などでの知見や事例なども踏まえて改訂を行われ、平成 30 年に現行の「人とペットの災害対策ガイドライン」が策定されている。

昨年の令和 6 年能登半島地震においては、環境省では政府のプッシュ型支援の一環として、ペットの飼養者に対する支援を動物愛護管理室が行い、石川県及び石川県獣医師会によって設置された「令和 6 年能登半島地震動物対策本部」が中心となって、被災者支援の一環としてさまざまな被災動物対応が実施された。

この支援状況を検証するために昨年度、地元関係者等の協力を得て、「令和 6 年能登半島地震における被災動物対応記録集」を取りまとめた他、この過程で、今後対策を検討すべき課題を整理したところである。

このことを踏まえ、課題への対応を検討し、さらに実用性を高めるべく「人とペットの災害対策ガイドライン」の改訂を行うための検討会を設置する。

2. 構 成

- (1) 検討会は、人とペットの災害対策に関する知見をもった有識者及び研究者等で環境省自然環境局長が委嘱した委員をもって構成する。
- (2) 委嘱の期間は承諾の日から令和 8 年 3 月 19 日までとする。

3. 座 長

- (1) 検討会には座長は置かないものとする。

4. 有識者の招聘等

- (1) 検討会において特別な事項を検討する必要がある場合は、検討会には別途有識者を招聘し、意見を求めることができる。
- (2) 必要に応じて関係官庁の担当官にオブザーバー参加を求めるものとする。

5. 会議等

- (1) 会議は、原則公開とするが、自然環境局総務課動物愛護管理室長が必要と認めた場合には、非公開での開催とする。
- (2) 会議資料及び議事概要については、会議後に環境省ホームページに原則掲載する。ただし、検討会で特に必要があると認めた資料等については非公開とすることができる。

6. 検討事項

- (1) 令和6年能登半島地震の対応における課題の整理と対応策の検討
- (2) (1)の検討結果を踏まえた「人とペットの災害対策ガイドライン」の改訂
- (3) その他上記に関する事項

7. 庶務

検討会の事務局は別途自然環境局長が指名する団体に置く。

8. その他

この要領に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、自然環境局総務課動物愛護管理室長が定める。

附則 この要領は、委嘱承諾日の翌日から施行する。

< 検討会の開催概要 >

検討会開催予定 : 年4回程度
開催時期 : 令和7年10月から令和8年3月
委員謝金額 : 環境省単価
旅 費 : 環境省規定により支出

< 検討委員名簿（五十音順） >

氏 名	所 属 等
加藤 謙介	九州医療科学大学 臨床心理学部 臨床心理学科 教授
遠山 潤	新潟県動物愛護センター
西村 裕子	一般社団法人 日本動物看護職協会 地区理事 一般財団法人 ひと to ペット 理事長
平井 潤子	公益社団法人東京都獣医師会事務局長、NPO 法人アナイス代表
杉本 昌英	内閣府 政策統括官（防災担当）付 参事官（食事支援担当）